

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例（平成29年岡崎市条例第48号）第8条の規定に基づき、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

(会議録)

第2条 審議会の会議録については、議長が指名した委員1名がこれに署名するものとする。

(公印)

第3条 審議会の公印の名称、形状及び寸法は、次のとおりとする。

名 称	形 状	寸 法		
会長印	<table border="1"><tr><td>岡崎市水道 事業及び 下水道事業 審議会长印</td><td>(書体てん書)</td></tr></table>	岡崎市水道 事業及び 下水道事業 審議会长印	(書体てん書)	21ミリメートル平方
岡崎市水道 事業及び 下水道事業 審議会长印	(書体てん書)			

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、岡崎市上下水道局上下水道部総務課において処理する。

(会議の招集の特例)

第5条 会長は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、書面により委員の意見を聴取し又は賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

- (1) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない場合
- (2) 災害等のやむを得ない事情により委員を招集することが適切ではない場合
- (3) 軽微な報告等を行う議事のみを取り扱う場合

(書面会議の運営)

第6条 会長は、書面会議の実施に当たり、返信期日を定めて、議事資料、書面表決書等を全委員へ送付するものとする。

2 書面会議の議案は、その内容が書面により明確に理解できるものに限るものとする。

3 委員は、返信期日までに書面表決書を返信することをもって会議に出席したものとする。

4 書面表決は、議案毎に賛成又は反対及びその理由等を明らかにするように実施するものとする。

(結果の報告)

第7条 会長は、書面会議終了後、各委員の表決内容及び意見を記録した会議録を調製し、全委員に報告しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年5月16日から施行する。

この規程は、令和3年7月21日から施行する。